

許可番号 03101009139

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号
氏名 株式会社浜田
代表取締役 濱田 篤介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和8年8月25日
許可の有効年月日 令和15年8月24日

1. 事業の範囲
別紙のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
令和8年9月24日 更新許可
5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ ☐ 無
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☐ 有 ・ 無

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	—
(2)	廃油	—
(3)	廃酸	—
(4)	廃アルカリ	—
(5)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(6)	紙くず	—
(7)	木くず	—
(8)	繊維くず	—
(9)	動植物性残さ	—
(10)	ゴムくず	—
(11)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(12)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(13)	がれき類	—
・ 以上 13 品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 ・ (5)、(12)及び(13)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・ (1)、(5)、(11)及び(12)にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。		

(備考)

- ・ 「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・ 「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。